

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第1回） 議事概要

1. 日 時：平成30年10月29日（月）10時15分～12時15分

2. 場 所：総務省9階第3特別会議室

3. 出席者

<構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（（一社）全日本テレビ番組製作社連盟及び（一社）日本民間放送連盟）

<総務省>

山田情報流通行政局長、奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、岡崎情報流通行政局総務課長、渋谷情報流通行政局情報通信作品振興課長、小林情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- (1) 山田情報流通行政局長より冒頭挨拶があった。
- (2) 事務局より、資料1に基づき、開催要綱について説明が行われ、特段の異議なく了承された。
- (3) 事務局より、資料2に基づき、会議の公開について説明が行われ、特段の異議なく了承された。
- (4) 事務局より、資料3及び4に基づき、放送コンテンツの製作取引の経緯と現状等について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (5) 事務局より、資料5及び参考資料7に基づき「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」平成29年度フォローアップ調査結果について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (6) 事務局より、資料6及び7並びに参考資料2から6までにに基づき、放送コンテンツの製作取引に関する取引実態調査（ヒアリング調査）結果について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (7) 放送コンテンツ適正取引推進協議会より、資料8及び9に基づき、放送コンテンツ適正取引推進協議会の取組及び民放連「下請法管理ツール」について説明が行われた。
- (8) 事務局及び放送コンテンツ適正取引推進協議会からの説明を踏まえ、意見交換が行われた。
- (9) 事務局より、資料10に基づき、今後のスケジュールについて説明が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（平成29年度フォローアップ調査について）

- 著作権の帰属、取引価格の決定、取引内容の変更及びやり直しについて、放送局と製作会社の間で回答割合に大きな差があるのは、問題ではないか。今後もフォローアップを進めてほしい。
- 放送コンテンツの製作取引における支払の手段（現金、手形）について調査を充実して

欲しい。

(取引実態調査(ヒアリング調査)について)

- ヒアリング調査を行ったが、製作会社について、具体的な問題の指摘はほとんどなく、一方、書面化が進んだなど、プラスの評価があった。放送局に関しても、特に下請法では書面を交付するというルールがあるので、注意を払っているという実態を聞いた。
- 独自に取引条件の改善状況等を把握しているが、概ね総務省の報告と大きな違いはない。なお、業界横断的に、下請法の適用対象外の取引についてどう考えていくかが課題となってきた。

(放送コンテンツ適正取引推進協議会の取組について)

- 「下請法管理ツール」は非常によくできている。
- 「協議会テキスト」及び「下請法管理ツール」は、とてもよい取組みであると思う。このようなツールによって、これがないと発注できない、これがないと社内の稟議が通らないという環境を作ることによって、管理部門の方々だけでなく、現場の方々にも製作取引に関する意識が浸透するのではないかと。

(下請法の趣旨について)

- 下請法の趣旨は、形式面として書面を作成するなど、外側から制度を作ることによって、取引の優位性を是正することにあると考える。書面を交付し、どういったものがどういう対価でいつまでに納入されるかを明確化することが、製作会社の権利利益の保護、放送局のリスクの軽減につながるのではないかと。

(下請法の適用範囲について)

- 請負契約と準委任契約の区分は民法学説上も混乱している。両者の区分のメルクマールは何か教えて欲しい。
- 下請法の情報成果物の範囲は、きちんと整理しなければならない。
- 放送コンテンツの取引形態について、請負契約か準委任契約かという整理はあまりしていない。両者の区別は非常に難しい問題。
- 委託する業務が情報成果物に該当しないとしても、不当な行為があった場合は独禁法上の優越的地位の濫用に該当することになる。
- 下請法の情報成果物の対象になるかどうかという問題は、現場のプロデューサーにとっては結構難しい。彼らにとってわかりやすい構図をどう提示していくかという視点も必要。
- ガイドラインには独禁法上の優越的地位の濫用の記載がされている一方、講習会やアンケートに関しては、下請法の遵守という観点が大半であると感じる。下請法に該当しなくても、優越的地位の濫用に該当することはある。
- 放送局や製作会社を対象にガイドラインに関する講習会を実施する際には、資本金や取引の形態が下請法の要件に該当しないから問題ないということではなく、製作取引の問題は放送局と製作会社の取引構造上の力関係から生じていることをまずご理解いただくようにしている。

(著作権について)

- 番組のコーナーであっても、そのコーナーを企画して制作した場合であれば、発意と責任は制作会社側にあり、著作権は制作会社に帰属するのではないか。
- 著作権の帰属について、納入とともに著作権を移転するのか、その移転の際、譲渡代金は制作費に含まれているのか、必ず契約書に記載している。記載しなければ、基本的には番組のコーナーの制作であっても、作った人が著作権者であるというのが、感覚としてはある。
- 著作権の帰属について、制作費と著作権の対価は区別すべき。
- 制作会社が放送局に著作権を譲渡する際、著作権を譲渡する制作会社側への補償金をどうするかを決めておくべき。

(アニメにおける製作委員会方式について)

- 競争力あるコンテンツ制作のため、製作委員会方式で問題が起こらないようにするとの観点から、この会議の場で検討する意味はある。
- 製作委員会方式において、放送局に有利な扱いがされていないかどうか等について明らかになるとよいと思う。

(ネット配信事業者との製作取引について)

- 最近、ネット配信事業者のコンテンツ制作の受託は、少しずつではあるが伸びてきている。
- ネット配信事業者の扱いについては悩ましいが、既存の放送局がネット同時配信を行うことは想定に入れて議論をしなければいけない。

(その他)

- 放送コンテンツの製作取引において、検品や検案はどのように行われているのか。
- 総務省による調査と公取委による調査のすり合わせが必要。

以上